

稲城市公告第12号

(仮称)新文化センター整備運営事業に伴う総合評価一般競争入札の実施について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により、(仮称)新文化センター整備運営事業を実施する民間事業者の公募による選定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により総合評価一般競争入札を行うため、同令第167条の6第1項及び第167条の10の2第5項の規定により下記のとおり公告する。

なお、別紙入札説明書第4 3 (7) 入札無効に関する事項に該当する入札は、無効とする。

平成18年8月4日

稲城市長 石川良一

記

- 1 入札に付する事項
(仮称)新文化センター整備運営事業
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
別紙入札説明書第4 入札の条件のとおり
- 3 契約書案その他入札に必要な書類を示すべき場所及び期日

(1) 場 所 本市ホームページに掲載する。

(2) 期 日 平成18年8月4日(金)

4 入札の場所

稲城市役所5階総務部契約管財課

5 入札の日時

提案書の提出期限

平成18年10月30日(月)・平成18年10月31日(火) 午前10時から午後4時まで

6 入札の方法

総合評価一般競争入札

7 入札保証金に関する事項

別紙入札説明書第6 5 (1) 入札保証金のとおり

8 結果通知の期日及び方法

審査結果通知

平成19年1月12日(金)までに各応募者又は代表企業に郵便により送付する。

9 落札者決定基準

別紙(仮称)新文化センター整備運営事業落札者決定基準のとおり

10 その他入札について必要な事項

別紙(仮称)新文化センター整備運営事業入札説明書のとおり